

# 下館祇園まつり お神輿体験ツアー

伊達氏発祥の筑西市は、筑波山の西側に位置し、風光明媚で豊かな自然環境に抱かれた茨城県西部の中心都市です。

下館祇園まつりは、120年以上の歴史を持つ明治神輿や日本最大級の重量を誇る平成神輿、約30基におよぶ町会神輿の渡御が行われます。今回は特別に、神輿担ぎを体験できるプログラムを企画しました。ほか、筑西市の見どころへの訪問やグルメもご堪能いただける充実な内容ですので、ぜひご参加ください。



下館祇園まつりの様子は  
こちらをご覧ください。

開催日

令和7年

7月26日(土)～27日(日) ※1泊2日

お申込みはこちらから



参加対象

福島県伊達市在住のご家族限定 ※最大60名(1家族様4名まで)  
※小学生～高校生のお子様がいるご家庭限定(保護者同伴必須)

旅行代金

筑西市誕生20周年記念特別価格!

お客様お支払実額 お一人様5,000円(税込)

※実質の旅行代金は37,800円/人となりますが、筑西市誕生20周年記念として筑西市が32,800円/人を負担し、旅行企画者に支払われます。また、取消料等はお客様お支払実額を基準として算出されます。

【旅行代金に含まれるもの】貸切バス代/宿泊代/1日目の昼食・2日目朝食・夕食代/祭り衣装レンタル代/行程内の施設入場料/添乗員経費

【旅行代金に含まれないもの】行程内で個人的にご利用になられた費用等

【宿泊先】ザ・ヒロサワ・シティ(ロッジ・ドームハウス)、ホテル新東、ホテルニューつたやのいずれか

※宿泊先及び客室タイプは、イベント企画者にご一任いただきます。

お申込みをいただいた各家族の構成をもとに決定いたします。

【貸切バス会社】八丁タクシー株式会社

※最少催行人数: 20名様

※添乗員が同行します。

※お申込みの際に、詳しい旅行条件を説明した書面がございますので、事前にご確認の上お申込みください。

(この募集広告は、旅行業法第12条の4に定めた「取引条件説明書面」の一部です。)

締切日

6/13(金)

※申込者多数  
の場合抽選



筑西市の魅力  
が詰まった  
お土産付

| 月日(曜)   | 行 程                                                                                                                              | 食事(企画者手配)             |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 7/26(土) | 伊達市役所 ⇒ 筑西市内散策(昼食・伊達氏ゆかりの地「中館観音寺」等) ⇒ 下館祇園町会神輿体験・まつり見学 ⇒ 宿泊先(泊)<br>8:00 12:00 15:30 15:30 22:00 22:30                            | 朝× 昼○ 夜×              |
| 7/27(日) | 宿泊先 ⇒ 下館祇園まつり川渡御見学(希望者) ⇒ 朝食 ⇒ ユメノバ(ザ・ヒロサワ・シティ内) ⇒ 道の駅グランテラス筑西 ⇒ 伊達市役所<br>6:30 7:00 8:00 8:30 9:45 10:00 12:00 12:15 14:30 18:30 | 朝○ 昼× 夜○<br>※夜はお弁当を配布 |

## ① 祇園まつり見学・町会神輿を体験



様々な  
プログラム



## ② ユメノバで遊ぶ(ザ・ヒロサワ・シティ)



## ③ 道の駅グランテラス筑西でお買い物



国内募集型企画旅行条件書（要約）

お申し込みの際には、必ず別掲：旅行条件書（全文）を事前にご確認ください。お申し込み下さい。

ここに記載のない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

- 1. 旅行代金に含まれるもの
- ①旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（普通席）
- ②旅行日程に明示した宿泊の代金及び税・サービス料、食事の代金及び税・サービス料、観光の代金（入場料金・ガイド料金）
- ③添乗員が同行するコースの添乗員経費等
- ④団体行動中の心付け

※上記旅行サービスをお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しいたしません。

- 2. 旅行代金に含まれないもの
- 前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- ①自由行動中の見学料、食事料、交通費等
- ②超過手荷物料金（規定の重量、大きさ、個数を超える分について）
- ③クリーニング料、電話料金、メイドに対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う傷・サービス料金
- ④傷害、疾病に関する医療費（傷害、疾病保険料等）
- ⑤ご希望者のみ参加されるオプションルツア一等の旅行代金
- ⑥自宅から発着地までの交通費・宿泊費

- 3. お申込条件
- ①福島県伊達市在住のご家族（小学生から高校生のお子様がいるご家族）限定となります。また、保護者の方の同伴が必要となり、1家族最大4名様まで申込が可能です。
- ②身体に障害のある方、健康を害している方はその旨をお申出下さい。団体の行動に支障をきたすと当社が判断する場合は、お申込みをお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とさせていただく場合があります。
- 4. お申込み方法と契約の成立・旅行代金のお支払
- ①ご来店にてお申込みの場合、所定の申込書の提出と申込金（旅行代金の20%）のお支払いが必要です。当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に契約は成立します。申込金は旅行代金又は取消料若しくは違約料のそれぞれ一部として取扱います。
- ②電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金のお支払いが必要です。この期間内に申込金のお支払いがなされなかった場合、当社はご予約はなかったものとして取扱います。契約は、当社の承諾と上記の申込金の受理をもって成立するものとし、残金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前にお支払いいただきます。

- 5. 確定書面
- 確定した運送・宿泊機関等が記載された最終日程表（確定書面）は旅行行開始日の前日までに交付します。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降にお申込みがあった場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

- 6. 旅行契約内容・旅行代金の変更
- ①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。
- ②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改訂があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたるとより前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。なお、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

- 7. お客様の交代
- お客様は当社の承諾を得て所定の金額の手数料をお支払いいただくことにより契約上の地位を第三者に譲渡することができず。
- 8. 取消料（お客様による旅行契約の解除）
- ①お客様は、いつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、解除のご連絡は、お申込み店の営業時間内にお受けいたします。
- ②当社の責任とならないローンの取扱い上の事由に基づきお取消しになる場合も下記取消料をお支払いいただきます。
- ③お客様の都合でお申込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされるときは、お客様から契約の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けます。
- ④次の場合は取消料はいただきません。
- （a）契約内容に下記「旅程保証」の変更補償金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。
- （b）著しい経済情勢の変化等により運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が増額されたとき。
- （c）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- （d）当社が確定書面を旅行行開始日の前日までに交付しなかったとき。
- （e）当社の責に帰すべき事由により当初の日程とおりの旅行の実施が不可能になったとき。

| 取消日（契約解除の期日）             |             | 取消料（お1人様） |
|--------------------------|-------------|-----------|
| 旅行開始日の前日から起算して<br>さかのぼって | 20日目～8日前目まで | 旅行代金の20%  |
|                          | 7日目～2日前目まで  | 旅行代金の30%  |
| 旅行開始日前日                  |             | 旅行代金の40%  |
| 旅行開始日当日（旅行開始前）           |             | 旅行代金の50%  |
| 旅行開始後又は無連絡不参加            |             | 旅行代金の100% |

※払戻し期日 旅行開始前の解除・・・解除の翌日から起算して7日以内  
旅行開始後の解除・・・契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内

- 9. 当社による旅行契約の解除
- 次の場合、当社は契約を解除する場合があります。お客様の旅行代金の不払い、申込条件の不適合、病氣、団体行動への支障、当社の関与し得ない事由により旅行の円滑な実施が不可能なとき等

- 10. 最少催行人員
- 各出発日も20名。これに満たない場合、旅行を中止することがあります。その場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に旅行を中止する旨を通知いたします。

- 11. 旅程管理等
- 当社は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当社係員の指示に従っていただきます。

- 12. 当社の責任
- 当社は、当社又は手配代行者（旅行サービスの手配を当社に代って行う者）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。（お荷物の賠償限度額は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きお一人様15万円）

- 13. お客様の責任
- 当社はお客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申受けます。

- 14. 特別保証
- 当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

- 15. 旅程保証
- 旅行日程に下表に掲げる変更（次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置）が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。変更補償金の額は旅行者お一人様に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。又、変更補償金の額が1,000円未満の場合はお支払いしません。当社はお客様の同意を得て変更補償金の支払いを物品・サービスの提供に替えることがあります。

| 変更補償金の支払い対象となる変更                                             | 一件あたり率（%） |       |
|--------------------------------------------------------------|-----------|-------|
|                                                              | 旅行開始前     | 旅行開始後 |
| 本パンフレットに記載した                                                 |           |       |
| 1. 旅行開始日又は旅行終了日の変更                                           | 1.5       | 3.0   |
| 2. 入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地的変更                   | 1.0       | 2.0   |
| 3. 運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の合計金額が当初の合計金額を下回った場合に限りします。） | 1.0       | 2.0   |
| 4. 運送機関の種類又は会社名の変更                                           | 1.0       | 2.0   |
| 5. 旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更                             | 1.0       | 2.0   |
| 6. 宿泊機関の種類又は名称の変更                                            | 1.0       | 2.0   |
| 7. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更                              | 1.0       | 2.0   |
| 8. 前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更                          | 2.5       | 5.0   |

- 16. 個人情報の取扱いについて
- 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- ※このほか、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただきます。

- 17. 旅行条件基準日
- 2025年3月1日現在の運賃・料金を基準としています。
- 18. その他
- 当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
- このパンフレットは、旅行業法第12条の4及び5による説明書面、契約書面の一部になります。

旅行企画・実施  
茨城県知事登録旅行業 第2-384号  
株式会社 高田観光  
茨城県筑西市飯島391番地  
0296-28-1401  
総合旅行業務取扱管理者 高田 稔士  
（一社）全国旅行業協会正会員

担当者の説明に不明な点があれば、旅行業務取扱管理者（当営業所での取引責任者）にご質問ください。

【協力】 【イベント企画】

筑西市 地域商社Chikusei-mine株式会社 〒308-0031 茨城県筑西市丙360番地  
TEL：0296-47-4774 FAX：0296-47-3012

【旅行企画・実施・お問合せ・お申込み】

株式会社高田観光

茨城県知事登録旅行業 2-384号 総合旅行業務取扱管理者 高田 稔士 （一社）全国旅行業協会正会員  
〒308-0064 茨城県筑西市飯島391 TEL:0296-28-1401 FAX:0296-28-1455